

社援発 0629 第 1 号
令和 2 年 6 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」
の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」（平成 12 年 10 月 25 日社援第 2395 号厚生省社会・援護局長通知）の一部を別添のとおり改正し、本年 7 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、その実施に遺漏のないようご配慮願いたい。

別添

「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別 添</p> <p>生活保護法保護施設指導監査要綱</p> <p>1 略</p> <p>2 指導監査の方法等</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 一般監査</p> <p>一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年1回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、特に<u>重大な運営上の問題点がない施設については、実地監査を2年に1回、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を3年に1回として差し支えないこと。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 指導監査の連携</p> <p>施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。 <u>また、指導監査を実施するに当たり、後記(4)エの「準備すべき書類等」に関し、施設監査と法人監査において重複する資料がある場合などは、施設及び法人に、新たに過度な事務負担が生じることがないように配慮すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>別 添</p> <p>生活保護法保護施設指導監査要綱</p> <p>1 略</p> <p>2 指導監査の方法等</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 一般監査</p> <p>一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年1回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、<u>適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を2年に1回として差し支えないこと。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 指導監査の連携</p> <p>施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>3～4 略</p>